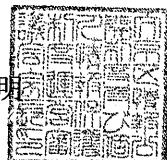




2022 文情運第 6 号
令和 4 年 9 月 14 日

文京区長 成澤廣修様

文京区情報公開制度及び
個人情報保護制度運営審議会
会長 内山忠明



令和 4 年 6 月 30 日付 2022 文総総第 491 号による令和 4 年度（情運）諮問第 1 号について、
次のとおり答申します。

答 申

1 保有個人情報の開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の期限について

文京区個人情報の保護に関する条例（平成 5 年 3 月文京区条例第 6 号。以下「現条例」という。）は、開示請求に対する決定期限について、当初期限は即日、延長期限は請求書を受理した日の翌日から起算して 14 日以内、再延長期限は請求書を受理した日の翌日から起算して 60 日以内としている。

また、訂正の請求、削除の請求、利用の中止の請求又は提供等の中止の請求に対する決定期限については、当初期限は、請求書を受理した日の翌日から起算して 20 日以内、延長期限は、請求書を受理した日の翌日から起算して 60 日以内としている。

一方で、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 37 号）第 51 条の規定による改正後の個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「改正法」という。）は、保有個人情報の開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等の期限について、当初期限は請求があった日の翌日から起算して 30 日以内、延長期限は当初期限から 30 日以内に限り延長することができると規定している。

また、保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から 60 日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りるものとして、特例延長の規定を設けている。

この点について、条例に規定することにより、開示決定等の期間を短縮することができるところ、区から、改正法の規定のとおり運用する方向性が示された。

現条例の開示決定等において開示・不開示の判断に 60 日近くを要した事例が直近 5 年度で複数あり、延長期限を短縮すると、これらと同様の事例に対応できないおそれがあることを考慮すると、延長期限は、請求のあった日の翌日から起算して 60 日以内とすることが妥当である。

これにより、当初期限は、請求のあった日の翌日から起算して30日以内となるところ、現条例においては、当初期限は即日、延長期限は請求書を受理した日の翌日から起算して14日以内としていることから、当初期限は、現条例よりも延びることとなる。

自己情報の開示請求に係る運用実績は、毎年、実施機関から当審議会へ報告されているが、実施機関においては、期限の取扱いについて、これまで現条例に基づき適切に運用されていると認められることから、改正法に定める期限にかかわらず、請求があった際は可能な限り速やかに対応するよう努める旨の規定を設けることにより、改正法施行後も安易に事務処理を遅滞させない運用が担保され得る。

また、訂正決定等及び利用停止決定等の期限についても、開示決定等の期限と同様の運用とすることが妥当である。

したがって、本件諮問事項に係る区の方向性は、妥当なものと判断する。

2 訂正請求及び利用停止請求における開示請求前置について

現条例は、訂正の請求、削除の請求又は利用の中止の請求等を行うに当たり、開示請求前置を採用していない。

一方で、改正法は、改正法の規定による開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報又は改正法の規定による開示決定に係る保有個人情報であって他の法令の規定により開示を受けたものに限り、訂正請求又は利用停止請求ができるものとして、開示請求前置を採用している。

この点について、訂正請求や利用停止請求の制度の運用に支障が生じない限りにおいて、条例に規定することにより、開示請求前置を採用しないことができるところ、区から、改正法の規定のとおり運用する方向性が示された。

開示請求前置とすると、他の法令の規定による開示を受けていない場合、訂正請求又は利用停止請求に先立って開示請求をする必要があることから、請求者の負担が増える事例が想定される。

一方で、開示請求前置ではない現条例において、実施機関において記録されている情報を正確に把握しないまま削除の請求がなされた事例があることから、開示請求により訂正の対象となる保有個人情報の範囲を明確にすることで、当該制度の安定的な運用を図ることができると見える。

これらのこと総合的に考慮すると、開示請求前置とすることによる利益が請求者に課する負担としての不利益を上回るものとして、開示請求前置とすることが妥当である。

また、利用停止請求についても、訂正請求と同様の運用とすることが妥当である。

したがって、本件諮問事項に係る区の方向性は、妥当なものと判断する。

なお、訂正請求の要件を満たしていない訂正請求が行われた場合又は行われようとした場合であっても、改正法第65条（正確性の確保）の趣旨を踏まえ、当該保有個人情報に対して適切に対応されたい。